

「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」に関する対応（内規の制定と再発防止策等）について

エコアクション21認証・登録制度においては、平成19年12月に、一部の自動車整備業のエコアクション21の取り組み及びその審査・判定・認証において、**エコアクション21認証・登録制度の信頼性を損う「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的（金太郎飴的）取り組み及びその不適切な審査・判定・認証（以下「本件問題」という）」が発生しました。**本件について、中央事務局は、関係の皆様には深くお詫びするとともに、このような事態を招いたことを十分に反省するものです。

本件問題について、エコアクション21審査人倫理委員会を開催し、関係した審査人の処分を決定致しました。また、倫理委員会の勧告に基づき、中央事務局及び関係した地域事務局についても処分を行うとともに、今後、類似の問題が発生しないよう内規及び再発防止策等を取りまとめました。

エコアクション21中央事務局では、自動車整備業に係わらず、今後、他の業種・業態においても、このような「画一的取り組み及びその不適切な審査・判定・認証」が発生しないよう、必要な取り組みを行ってまいります。

今後ともエコアクション21認証・登録制度の信頼性向上のため、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 『「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」に関する見解、対応策及び再発防止のあり方について（別添1）』

エコアクション21審査人倫理委員会が、本件問題の現状、問題点、対応策及び再発防止のあり方について取りまとめたものです。本件問題の全体像、何が、どのように問題なのか等を取りまとめているので、その内容について十分にご理解をいただきますようお願い致します。

2. 『「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」に関係した審査人及び中央事務局・地域事務局の処分について（別添2）』

関係した審査人について、エコアクション21審査人倫理委員会を開催し、その処分について審議の上、決定しました。併せて中央事務局及び関係した地域事務局について、倫理委員会の勧告に基づき処分を行うことと致しました。

3. 「自動車整備業における審査・判定等に関する内規（別添3）」

エコアクション21審査人倫理委員会の提案に基づき、本件問題と類似の問題の再発防止を徹底し、画一的取り組みを行った事業者に対する適切な指導・助言を実施するとともに、特定の審査人・団体が審査人の選定等を不適切に行っていたことを是正するため、内規を制定しました。

4. 『エコアクション21における画一的取り組み及びその不適切な審査・判定・認証に関する再発防止策について（別添4）』

エコアクション21審査人倫理委員会の勧告に基づく、エコアクション21中央事務局判定委員会の、中央事務局に対する処分を受けて、中央事務局としての原因究明と必要な再発防止策の策定を行いました。

以上

「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」に関する見解、対応策及び再発防止のあり方について

エコアクション21倫理委員会

1. 「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」の状況

自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等（以下「本件問題」という）の状況は以下の通りである。

- ①自動車整備業において、当該業種の関係商品の販売及び経営指導等を行っていた大手企業が依頼したコンサルタント（コンサルタントはエコアクション21審査人ではない）が、統一したフォーマットの様式・雛形を用いて、集合形式のコンサルティングを行い、100以上の事業者がエコアクション21に取り組んだが、共通した様式・雛形を使用し、環境活動レポート、環境方針、環境目標、環境行動計画、環境関連法規の取りまとめ等の文書、並びに外部からの苦情等の受付、問題の是正処置及び予防処置の結果、代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直しの結果等の記録の内容が同一又は酷似している等の画一的な表現が多く見られ、実態に即した自主的な取り組みが行われているか疑われるものであった。
- ②実際に中間審査等において、自主的な取り組みが行われておらず、エコアクション21の取り組みにおいて問題があったことが明らかとなった。
- ③本件問題に係る審査において、同時期に複数の事業者の審査を担当した審査人の中には、中立で独立した審査人として専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に審査すべきところ、これを怠り、画一的な取り組みに対し必要な指摘あるいは指導・助言を行わず、また、書類審査報告書及び現地審査チェックリストの記録においても類似又は同一の記述を繰り返し、継続して行っていた等の「不適切な審査」を実施した者が存在した。
- ④本件問題の審査については、特定のコンサルタントの依頼を受けて、特定の審査人又は団体等が、100以上の事業者の審査を担当する審査人の選定を行っていた（当該団体には、審査人選定委員会が設置されていた）にも係わらず、「受審事業者からの指名」と称して、エコアクション21審査人は審査を担当したが、実際には指名された審査人と受審事業者との間には直接の面識がほとんどなく、また特定のコンサルタントが関与していたことを事前に知らされていなかった場合も多かった。
- ⑤さらに審査人が自ら居住・勤務する地域から遠く離れた事業者の審査を担当する不自然な事例もあった。
- ⑥これに加えて審査を担当した審査人は、審査を紹介した当該団体の内規に基づき審査報酬の一部（二割）を当該団体に「紹介料」としてキックバックし、当該団体はその過半を特定の審査人にやはり「紹介料」としてキックバックしていた。
- ⑦本件問題に係る判定において、担当地域事務局及び判定委員会は、審査人から提出された資料を十分にチェックし、受審事業者が適切にエコアクション21に取り組んでいるか、これを審査人が適切に審査しているかを確認して判定すべきところ、これを適切に行わず、また中央事務局に判断を仰ぐべきであったところこれを行わず、「画一的取り組みかつ不適切な審査」を「ガイドラインに適合」と判断し、「認証・登録を可」と判定した。
- ⑧中央事務局は、担当地域事務局から送付された資料を十分にチェックし、受審事業者が適切にエコアクション21に取り組んでいるか、これを審査人が適切に審査しているか、担当地域事務局及び判定委員

会が適切に判定を行っているかを確認すべきところこれを怠り、また中央事務局判定委員会の審議を仰ぐべきであったにもかかわらずこれを怠り、「画一的取り組みかつ不適切な審査・判定」である本件問題の事業者の認証・登録を行った。

- ⑨中央事務局は、本件問題が平成19年12月に発覚した後、早急にその対応を行うべきであったにも係わらず、その対応が遅れ、結果として一年以上が経過してしまった。

2. 「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」の問題点

- ①共通した様式・雛形を使用した全く同じ環境方針、環境目標、環境活動計画や、雛形の例文と同一又は酷似した記録等は、エコアクション21の取り組みの形骸化に繋がるとともに、事業者が「実態に即し、自ら主体的に考え、取り組む」ことを阻害する可能性が高く、エコアクション21認証・登録制度の基本的要件に反する不適切な取り組みである。
- ②そもそもエコアクション21環境経営システムガイドラインの「1. 環境方針の作成」の解説において『環境方針の作成に当たっては、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表したものであることが期待されます。』と記載しているとともに、環境活動レポートガイドラインの解説においても『具体的にどのような形式の環境活動レポートを作成するかは、基本的に各事業者の創意工夫に委ねられています。』と記載しており、画一的な環境方針や環境活動レポート等が不適切なものであることは明白である。
- ③コンサルタントが提供した様式・雛形にはエコアクション21のガイドラインに適合していない部分もあり、事業者の中には、その様式・雛形に基づき取り組みを実施した結果、エコアクション21ガイドラインを十分に理解していないままエコアクション21に取り組んだ事業者も存在した。
- ④本来、それぞれの事業者により異なることが当然である教育訓練の記録及び代表者による見直しの記録等の内容が類似又は同一であることは、事業者が適切なエコアクション21の取り組みを行っているかどうか疑わせるものである。
- ⑤本件問題において、仮に事業者が適切にエコアクション21に取り組んでいたとしても、このような事業者が100、200と拡大した場合、「形式さえ整えておけばエコアクション21の認証は取れる」と思われてしまう可能性があり、認証・登録制度の信頼性を損なう可能性が極めて大きい。
- ⑥さらに中央事務局ホームページを見た方が、全く同じ内容の環境活動レポート等で認証・登録されていることを知った場合、「本当に実態に即した自主的な取り組みを適切に行っているのか」、「適切に審査を実施しているのか」と疑問を感じ、やはりエコアクション21認証・登録制度の信頼性を大きく損なう可能性がある。
- ⑦このような事例は過去にISO14001の認証・登録制度でも発生した問題であり（このような画一的取り組みを「The Cowboy Registration」という）、「負のスパイラルダウン」になりかねない。
- ⑧審査を担当した何人かの審査人及び一部の地域事務局は、このような画一的取り組みについて問題を感じたにも係わらず、その情報が早期に中央事務局に伝わらなかった。
- ⑨本件問題のような「画一的取り組み」に対して、審査において必要な指摘あるいは指導・助言を怠ること、書類審査報告書及び現地審査チェックリストの記録においても類似又は同一の記述を繰り返し、継続して行うことは「エコアクション21審査人倫理規程」第2項に規定する審査人の行動規範「①専門性を発揮し、かつ、偏見なく公正に行動すること、②審査専門性及び事業者からの信頼を増進すること」に抵触するものである。
- ⑩また、特定の審査人・団体等が、受審事業者からの指名と称して、多数の事業者に係る審査人の選定を行うことは、受審事業者が自ら主体的に適切と考える審査人を指名する、あるいは担当事務局が適切な審査人を紹介・斡旋するという現行制度の趣旨を逸脱するものである。

- ⑪エコアクション21審査人以外の者が、エコアクション21に係るコンサルティングを行うことは基本的に自由であり、規制できるものではないとともに、規制すべきものでもない。しかしエコアクション21審査人は、コンサルタントがどのような内容の指導を行っていても、エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度に関する諸規程等に従い、誠実かつ適切に審査を行わなければならない。審査案件の紹介を受けるためコンサルタントの意向を忖度することは、あってはならないことである。
- ⑫審査案件の紹介を受ける対価として、審査人が審査報酬の一部を紹介料として紹介者にキックバックする行為は、「エコアクション21審査人倫理規程」第2項に規定する審査人の行動規範「③特定の利益を代表せず、中立であり、独立していること」に抵触するものである。
- ⑬審査人が、他の審査人に対して審査案件を紹介する対価として、審査報酬の一部を紹介料としてキックバックすることを要求する、あるいは受領する行為は、「エコアクション21審査人倫理規程」第5-4項に規定する「職権乱用」に抵触するものである。
- ⑭本件問題に関係した地域事務局及び判定委員会が、「画一的取り組み及び不適切な審査」を「ガイドラインに適合」と判断し、「認証・登録を可」と判定したことは、地域事務局が「エコアクション21認証・登録制度の趣旨に則り、本制度の公正公平かつ円滑な実施及び継続的な実施に留意するとともに、関係規程等を遵守すべき責務」を適切に果たしたとは認められない。
- ⑮中央事務局は、審査人及び地域事務局を含む認証・登録制度全体を適切に管理し、その信頼性を担保すべきであるとともに、自らが定めたエコアクション21認証・登録の基本的要件に則り事業者の認証・登録を行うべきであったにもかかわらず、「画一的取り組み及び不適切な審査・判定」の本件問題の事業者の認証・登録を行ったことは、その責務を適切に果たしたとは認められないとともに、対応がおくれたことは職務怠慢であると判断できる。
- ⑯全体としてエコアクション21認証・登録制度の信頼性を脅かす、極めて重大な問題である。

3. 「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」への対応策

- ①事業者の画一的な取り組みに対し、不適切な審査を行った審査人については、「エコアクション21審査人倫理規程」に基づき、処分を行うことが必要である。
- ②事業者の画一的な取り組み及びその不適切な審査について、不適切な判定を行った地域事務局及び判定委員会に対しては、エコアクション21中央事務局判定委員会による処分を行うことが必要である。
- ③事業者の画一的な取り組み及び不適切な審査・判定について、不適切な認証・登録を行った中央事務局に対しては、エコアクション21中央事務局判定委員会による処分を行うことが必要である。

4. 「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」の再発防止のあり方

- ①中央事務局は、本件問題の現状、問題点、対応策等を速やかに全ての審査人及び地域事務局に通知して注意喚起し、類似の問題の再発防止を図るべきである。
- ②中央事務局は、本件問題の現状、問題点、対応策等を速やかにホームページにおいて公表し、エコアクション21認証・登録制度の信頼性の確保に努めるべきである。
- ③本件問題と類似の問題の再発防止を徹底し、画一的取り組みを行った事業者に対する適切な指導・助言を実施するとともに、特定の審査人・団体が審査人の選定等を不適切に行っていたことを是正するため、中央事務局は

- ・ 本件問題に係る事業者の審査を担当する審査人は、地域事務局及び中央事務局が協議の上、一定の要件を満たす者を選任すること
 - ・ 地域事務局は慎重な判定を行わなければならないこと
- 等を盛り込んだ内規を制定すべきである。
- ④中央事務局は、中央事務局が不適切な認証・登録を行った原因を究明の上、必要な再発防止策を策定し、実行すべきである。

以上

『「自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組みとその不適切な審査・判定・認証等」に関係した審査人及び中央事務局・地域事務局の処分について』

1. 関係した審査人に対する処分

処分対象者：エコアクション21審査人A（以下「A」という）

処分内容：エコアクション21審査人の認定・登録の三ヶ月間の一時停止

（一時停止期間：平成21年4月1日より6月30日まで）

処分理由：

1. 前提となる事実

- (1) Aは、平成19年9月から平成19年11月までの間に、確認済みのものだけで、自動車整備業を営む10業者（以下「10業者」という）について、登録審査10件、合計10審査を行った。
- (2) 10業者の審査は、いずれもエコアクション21審査人であるBから紹介を受け、上記10業者から指名を受ける形で行ったものである。また、Aは、Bが特定のコンサルタントから多数の自動車整備業者の審査を依頼されていること、このうちBは相当数の審査を自らが行い、自分で行うことができない事業者については他の審査人に斡旋していることを承知しており、この流れのなかでA自身も10業者の審査を担当していることを認識していた。
- (3) Aは、10業者の審査業務を行うに際して、Bに対し、紹介料として登録審査報酬の一部を支払っていた。
- (4) Aは、10業者の環境活動レポート、環境方針、環境目標、環境行動計画、環境関連法規の取りまとめ等の文書、並びに外部からの苦情等の受付、問題の是正処置及び予防処置の結果、代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直しの結果等の記録について画一的な表現が多くみられるにもかかわらず、書類審査及び現地審査において、実態に則した自主的な取り組みが行われているかについて、中立で独立した審査人として専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に審査すべきところ、これを怠り、必要な指摘あるいは改善のための指導・助言を行わず、加えてこのような審査をくり返し継続して行っていた。

2. エコアクション21審査人倫理規程への抵触

エコアクション21審査人倫理規程（平成19年4月17日改訂版、平成20年7月1日改定以前のもの、以下「倫理規程」という）の第1項では、審査人の使命について、「審査人は、エコアクション21認証・登録制度の目的を正しく認識するとともに、審査人としての職責を自覚して、常に公平不偏の立場を賢持して審査を行わなければならない。」と定めている。また、同第2項では、審査人の行動規範として、①専門性を発揮し、かつ、偏見なく公正に行動すること、②審査専門性及び事業者からの信頼を増進すること、③特定の利益を代表せず、中立であり、独立していること、と定めている。

したがって、Aは、倫理規程のもと、このような行動規範に従い、10業者に対し、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」の要求事項、及び「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」の規程に照らして、各事業者が実態に則して自主的に環境経営システムを構築し、運用・維持しているかどうかについて、審査人としての専門性を発揮し、書類審査において文書、記録等を確認・審査し、かつ現地審査において確認・審査あるいは指導・助言すべきであった。

さらにAは、事業者の実態に基づき審査結果及び指導・助言の結果を書類審査報告書及び現地審査チェックリストにおいて記載すべきであった。

しかしながら、Aは、10業者の文書・記録に画一的な記載が多いにもかかわらず、実態に則した自主的な取り組みが実施されているかについて、審査人としての専門性を発揮するなどして確認・審査した形跡が認められないのみならず、書類審査報告書及び現地審査チェックリストの記録においても自らが類似又は同一の記述をくり返し継続して行っていた。このことは、Aが、審査人としての専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に行動すべきところ、また審査専門性及び事業者からの信頼を増進するよう行動すべきところ、こうした審査を行っていないと評価せざるを得ず、倫理規程の第2項「審査人の行動規範」①及び②に抵触していると判断できる。

さらに、AはBから多数の審査案件の紹介を受け、その紹介料として審査報酬の一部をBに支払っていた。このことは、AはBの影響下のもとに審査を行っていたと評価せざるを得ず、倫理規程の第2項「審査人の行動規範」③に抵触していると判断することが妥当である。

よって、Aに対して、処分内容記載の処分とする。

処分対象者：エコアクション21審査人B（以下「B」という）

処分内容：エコアクション21審査人の認定・登録の五ヶ月間の一時停止

（一時停止期間：平成21年4月1日より8月31日まで）

処分理由：

1. 前提となる事実

- (1) Bは、平成18年2月から平成19年12月までの間に、確認済みのものだけで、自動車整備業を営む23業者（以下「23業者」という）について、登録審査23件、中間審査4件、合計27審査を行った。
- (2) 23業者の審査は、いずれもBが特定のコンサルタントから紹介を受け、上記23業者から指名を受ける形で行ったものである。また、Bは、特定のコンサルタントに自ら働き掛け、多数の自動車整備業者の審査を依頼されていること、このうちB自身が相当数の審査を行い、自分で行うことができない事業者については他の審査人に斡旋することにより、審査の割り振りの主体的で中心的な役割を担っていた。
- (3) Bは、他の審査人から、審査案件を紹介するに際しての紹介料として登録審査報酬の一部を受領していた。
- (4) Bは、23業者の環境活動レポート、環境方針、環境目標、環境行動計画、環境関連法規の取りまとめ等の文書、並びに外部からの苦情等の受付、問題の是正処置及び予防処置の結果、代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直しの結果等の記録について画一的な表現が多くみられるにもかかわらず、書類審査及び現地審査において、実態に則した自主的な取り組みが行われているかについて、中立で独立した審査人として専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に審査すべきところ、これを怠り、必要な指摘あるいは改善のための指導・助言を行わず、加えてこのような審査をくり返し継続して行っていた。

2. エコアクション21審査人倫理規程への抵触

エコアクション21審査人倫理規程（平成19年4月17日改訂版、平成20年7月1日改定以前のもの、以下「倫理規程」という）の第1項では、審査人の使命について、「審査人は、エコアクション21認証・登録制度の目的を正しく認識するとともに、審査人としての職責を自覚して、常に公平不偏の立場を賢持して審査を行わなければならない」と定めている。また、同第2項では、審査人の行動規範として、①専門性を発揮し、かつ、偏見なく公正に行動すること、②審査専門性及び事業者からの信頼を増進すること、③特定の利益を代表せず、中立であり、独立していること、と定めている。さらに、第5-4項「職権乱用」

において「審査人の職権を利用した商行為又は斡旋の行為をしてはならない」と規定している。

- (1) Bは、倫理規程のもと、このような行動規範に従い、23業者に対し、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」の要求事項、及び「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」の規程に照らして、各事業者が実態に則して自主的に環境経営システムを構築し、運用・維持しているかどうかについて、審査人としての専門性を発揮し、書類審査において文書、記録等を確認・審査し、かつ現地審査において確認・審査あるいは指導・助言すべきであった。

さらにBは、事業者の実態に基づき審査結果及び指導・助言の結果を書類審査報告書及び現地審査チェックリストにおいて記載すべきであった。

しかしながら、Bは、23業者の文書・記録に画一的な記載が多いにもかかわらず、実態に則した自主的な取り組みが実施されているかについて、審査人としての専門性を発揮するなどして確認・審査した形跡が認められないのみならず、書類審査報告書及び現地審査チェックリストの記録においても自らが類似又は同一の記述をくり返し継続して行っていた。このことは、Bが、審査人としての専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に行動すべきところ、また審査専門性及び事業者からの信頼を増進するよう行動すべきところ、こうした審査を行っていないと評価せざるを得ず、倫理規程の第2項「審査人の行動規範」①及び②に抵触していると判断できる。

- (2) Bは、特定のコンサルタントから多数の審査案件の紹介を受け、他の審査人にそのうちの一部の案件を紹介し斡旋する際に、その紹介料として、他の審査人より審査報酬の一部を受領していた。このことは、他の審査人はBの影響下のもとに審査を行っていたと評価せざるをえず、よってBは、他の審査人に対し倫理規程の第2項「審査人の行動規範」③に規定する独立性、中立性を損なわしめたと判断できるとともに、第5-4項に規定する「職権乱用」に抵触していると判断することが妥当である。

よって、Bに対して、処分内容記載の処分とする。

(問題案件の事業者について、同時期に複数件の審査を担当したA及びB以外の審査人の処分については、現時点では確定していない。)

2. エコアクション21中央事務局に対する処分

処分内容: エコアクション21中央事務局判定委員会による戒告及び再発防止策の取りまとめ指示
処分理由:

- (1) エコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という）は、平成18年3月から平成19年11月までの間に、自動車整備業を営む42業者について、エコアクション21の認証・登録を行った。
- (2) これらの42業者は、共通した様式・雛形を使用し、環境活動レポート、環境方針、環境目標、環境行動計画、環境関連法規の取りまとめ等の文書、並びに外部からの苦情等の受付、問題の是正処置及び予防処置の結果、代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直しの結果等の記録の内容が同一又は酷似している等の画一的な表現が多く見られ、実態に即した自主的な取り組みが行われているか疑われるものであった。
- (3) 本件問題に係る審査において、同時期に複数の事業者の審査を担当した審査人の中には、

中立で独立した審査人として専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に審査すべきところ、これを怠り、画一的な取り組みに対し必要な指摘あるいは指導・助言を行わず、また、書類審査報告書及び現地審査チェックリストの記録においても類似又は同一の記述を繰り返し、継続して行っていた等の「不適切な審査」を実施した者が存在した。

- (4) 本件問題に係る判定において、担当地域事務局及び判定委員会は、審査人から提出された資料を十分にチェックし、受審事業者が適切にエコアクション21に取り組んでいるか、これを審査人が適切に審査しているかを確認して判定すべきところ、これを適切に行わず、また中央事務局に判断を仰ぐべきであったところこれを行わず、「画一的取り組みかつ不適切な審査」を「ガイドラインに適合」と判断し、「認証・登録を可」と判定した。
- (5) 中央事務局は、担当事務局から送付された資料を十分にチェックし、受審事業者が適切にエコアクション21に取り組んでいるか、これを審査人が適切に審査しているか、担当事務局及び判定委員会が適切に判定を行っているかを確認すべきところこれを怠り、また中央事務局判定委員会の審議を仰ぐべきであったにもかかわらずこれを行わず、「画一的取り組みかつ不適切な審査・判定」である本件問題の事業者の認証・登録を行った。
- (6) 中央事務局は、審査人及び地域事務局を含む認証・登録制度全体を適切に管理し、その信頼性を担保すべきであるとともに、自らが定めたエコアクション21認証・登録の基本的要件に則り事業者の認証・登録を行うべきであったにもかかわらず、上記のような認証・登録を行ったことは、その責務を適切に果たしたとは認められず遺憾である。
- (7) また、本件問題が平成19年12月に発覚した後、早急にその対応を行うべきであったにもかかわらず、その対応が遅れ、結果として一年以上が経過したことは職務怠慢であると言え、遺憾である。

よって中央事務局長に対し、「中央事務局について中央事務局判定委員会による戒告を行い、再発防止策の取りまとめを命ずる」処分を速やかに実施するよう勧告する。

3. 担当した地域事務局に対する処分

①エコアクション21地域事務局大阪及び同判定委員会に対する処分

処分内容：エコアクション21中央事務局判定委員会による戒告及び再発防止策の取りまとめ

処分理由：

- (1) エコアクション21地域事務局大阪（以下「地域事務局大阪」という）及び同判定委員会は、平成18年3月から平成19年12月までの間に、自動車整備業を営む31業者について、判定を行った。
- (2) これらの31業者は、共通した様式・雛形を使用し、環境活動レポート、環境方針、環境目標、環境行動計画、環境関連法規の取りまとめ等の文書、並びに外部からの苦情等の受付、問題の是正処置及び予防処置の結果、代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直しの結果等の記録の内容が同一又は酷似している等の画一的な表現が多く見られ、実態に即した自主的な取り組みが行われているか疑われるものであった。
- (3) 本件問題に係る審査において、同時期に複数の事業者の審査を担当した審査人の中には、中立で独立した審査人として専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に審査すべきところ、これを怠り、画一的な取り組みに対し必要な指摘あるいは指導・助言を行わず、また、書類審査報告書及び現地審査チェックリストの記録においても類似又は同一の記述を繰り返し、継続して行っていた等の「不適切な審査」を実施した者が存在した。
- (4) 地域事務局大阪は、担当審査人から送付された資料を十分にチェックし、受審事業者が適

切にエコアクション21に取り組んでいるか、これを審査人が適切に審査しているかを確認すべきところこれを適切に行わず、また地域事務局大阪判定委員会は「画一的取り組み」を『先進的取り組みであり優良なものである』とし、さらには中央事務局判定委員会の審議を仰ぐべきであったにもかかわらずこれを行わず、本件問題の事業者の判定において「ガイドラインに適合」と判断し、「認証・登録を可」と判定した。

(5) 地域事務局大阪及び同判定委員会が、上記のような判定を行ったことは、その責務を適切に果たしたとは認められず遺憾である。

よって中央事務局長に対し「地域事務局大阪及び同判定委員会について中央事務局判定委員会による戒告を行い、再発防止策の取りまとめを命ずる」処分を実施するよう勧告する。

②エコアクション21 地域事務局銀河、千葉県環境財団、大阪技術振興協会、おかやま及び福岡、並びに同判定委員会に対する処分

処分内容：エコアクション21 中央事務局判定委員会による**厳重注意**

処分理由：

(1) エコアクション21 地域事務局銀河、千葉県環境財団、大阪技術振興協会、おかやま及び福岡（以下「担当地域事務局」という）、並びに同判定委員会は、平成18年4月から平成19年12月までの間に、自動車整備業を営む、地域事務局銀河は6業者、地域事務局千葉県環境財団は7業者、地域事務局大阪技術振興協会は7業者、地域事務局おかやまは7業者及び地域事務局福岡は5業者について、判定を行った。

(2) これらの事業者は、共通した様式・雛形を使用し、環境活動レポート、環境方針、環境目標、環境行動計画、環境関連法規の取りまとめ等の文書、並びに外部からの苦情等の受付、問題の是正処置及び予防処置の結果、代表者による全体の取り組み状況の評価及び見直しの結果等の記録の内容が同一又は酷似している等の画一的な表現が多く見られ、実態に即した自主的な取り組みが行われているか疑われるものであった。

(3) 本件問題に係る審査において、同時期に複数の事業者の審査を担当した審査人の中には、中立で独立した審査人として専門性を発揮し、かつ偏見なく公正に審査すべきところ、これを怠り、画一的な取り組みに対し必要な指摘あるいは指導・助言を行わなかった者、また、書類審査報告書及び現地審査チェックリストの記録においても類似又は同一の記述を行っていた者が存在した。

(4) 地域事務局銀河、千葉県環境財団、大阪技術振興協会、おかやま及び福岡は、担当審査人から送付された資料を十分にチェックし、受審事業者が適切にエコアクション21に取り組んでいるか、これを審査人が適切に審査しているかを確認すべきところこれを十分に行わず、また中央事務局判定委員会の審議を仰ぐべきであったにもかかわらずこれを行わず、各担当地域事務局判定委員会は「画一的取り組み」であった本件問題の事業者の判定において「ガイドラインに適合」と判断し、「認証・登録を可」と判定した。

(5) 地域事務局銀河、千葉県環境財団、大阪技術振興協会、おかやま及び福岡並びに同判定委員会が、上記のように判定を行ったことは、その責務を十分に果たしたとは言えず問題である。

よって中央事務局長に対し「地域事務局銀河、千葉県環境財団、大阪技術振興協会、おかやま及び福岡、並びに同判定委員会について中央事務局判定委員会による戒告を**厳重注意**」処分とするよう勧告する。

以上

自動車整備業における審査・判定等に関する内規

エコアクション21中央事務局

自動車整備業のエコアクション21の取り組み及びその審査・判定において、エコアクション21認証・登録制度の信頼性を損う「**自動車整備業のエコアクション21に係る画一的取り組み及びその不適切な審査・判定・認証**」が発生したことを踏まえ、エコアクション21審査人倫理委員会の提案に基づき、本件問題と類似の問題の再発防止を徹底し、画一的取り組みを行った事業者に対する適切な指導・助言を実施するとともに、特定の審査人・団体が審査人の選定等を不適切に行っていたことを是正するため、「エコアクション21認証・登録制度実施要領」第6項に基づき、エコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という）は、以下のように内規を定めます。

1. 自動車整備業者より登録・中間・更新審査の申込があった場合

- ①エコアクション21地域事務局（以下「担当事務局」という）、自動車整備業者より登録審査及び中間又は更新審査の申込があった場合は、受審事業者の審査人指名の有無及び指名内容に係わらず、原則として申込事業者と同一の都道府県内又はその近県に居住・勤務する審査人であって、自動車整備業の審査を適切に行うことのできると考えられる審査人を、中央事務局と協議の上、担当審査人として選任する。
- ②審査人の選任に当たっては、自動車整備業における過去の審査経験及び関係研修会受講状況等にも配慮する。
- ③担当事務局は、自動車整備業を営む受審事業者が、審査人を指名してきた場合は、当該審査人を指名した理由等を質問し、これを取りまとめて中央事務局に報告する。
- ④担当事務局は、上記③の場合は受審事業者に「自動車整備業における担当審査人は、中央事務局内規により、担当事務局が選任することとなっている」旨を連絡し、理解を得るよう努める。
- ⑤本内規により選任された審査人は、担当事務局判定委員会がその審査結果等が適切であると判断した場合は、当該事業者のその後の審査を、エコアクション21認証・登録制度実施要領等の定めるところにより、引き続いて担当することができる。
- ⑥関係企業グリーン化プログラム及び自治体イニシャティブ・プログラムにおける審査人の選任（指導・助言を担当する審査人を含む）についても、本内規を準用します（原則として申込事業者と同一の都道府県内又はその近県に居住・勤務する審査人であって、自動車整備業の審査を適切に行うことのできると考えられる審査人を、中央事務局と協議の上、担当審査人として選任する）。

2. 自動車整備業者における判定等について

- ①担当事務局は、自動車整備業者における取り組みのエコアクション21ガイドラインへの適合状況、作成された環境方針、環境目標、環境活動計画、環境活動レポート等と、取り組みの状況との整合等について、提出された文書等により確認した後、判定委員会の審議をお願いする。

- ②判定委員会は、「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル Ver. 1.31 第3章6項2)」に規定するチェックを、環境活動レポート及び提出された資料全般により行い、認証・登録の可否を判定する。
- ③担当事務局は、必要に応じて担当審査人に報告あるいは判定委員会への出席を求めることができる。
- ④担当事務局は、必要に応じて受審事業者に問い合わせを行う等、適正な判定を行うために必要な措置を実施する。

3. 審査人の自動車整備業者の審査担当について

- ①審査人は、自動車整備業者から審査の担当を依頼された場合には、「自動車整備業における担当審査人は、中央事務局内規により、担当事務局が選任することとなっている」旨を連絡し、理解を得なければならない。
- ②審査人は、自動車整備業者の審査を担当する場合は本内規を遵守しなければならない。

補足：担当審査人の選任のあり方について

特定の審査人（審査人によるグループを含む）に、特定の企業と関係等のある審査案件が過度に集中すること、特定の個人あるいはグループ・団体等が、「受審事業者の指名」と称して、審査人の選定を行うこと、審査を担当するに当たって審査報酬の一部を紹介料等の名目で紹介者にキックバックすること、あるいはこれを受領することは、エコアクション21認証・登録制度全体の信頼性確保の観点から極めて大きな問題があり、このような行為はエコアクション21審査人倫理規程に抵触する行為であり、決して許されるものではありません。

審査人の選任及び紹介、斡旋は、地域事務局及び中央事務局のみが実施するものであることを、審査人は明確に認識するよう、お願いするものです。

また、エコアクション21認証・登録制度においては、受審事業者と審査人との適切な緊張関係の確保と、事業者の便宜の両方の観点から、同一の審査人が連続して審査できる年数についての制限を定めています（例えば、公認会計士の監査においても、同様の規定があります）。

今回、不適切な「画一的取り組み及びその不適切な審査・判定・認証」があったことから、本件問題と類似の問題の再発防止を徹底し、画一的取り組みを行った事業者に対する適切な指導・助言を実施するとともに、特定の審査人・団体が審査人の選定等を不適切に行っていたことを是正して中立的な観点から審査人を選任するため、本内規において、当分の間（中央事務局としては2年間を想定）、地域事務局と中央事務局が協議して審査人を選任することと致しました。

さらに、自治体・大学・大規模事業者等の特別な案件でないにも関わらず、審査人が自ら居住・勤務する地域から遠く離れた事業者の審査を担当する不自然な事例も散見されます。このことについては「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル Ver. 1.3」にも規定しておりますが、審査人は、受審事業者と同地域に居住・勤務する審査人を選定することを原則とすることを、改めて確認したいと思います。

既に実施している「自治体イニシャティブ・プログラム」及び「関係企業グリーン化プログラム」においては、地域事務局が、受審事業者と同地域に居住・勤務する審査人を選任し、この審査人と協

力してプログラムを進めていく形になっていますが、参加された自治体、中核企業及び事業者の方からは、地域事務局と審査人が協力してプログラムを実施するやり方について評価をいただいています。

今後、自動車整備業におけるエコアクション21の取り組みが増加すると考えられることから、なるべく多くの審査人が自動車整備業の審査に係わることが望ましいと考えられます。

地域事務局と審査人が、事業者の環境への取り組みや審査のあり方についての情報、ノウハウを共有し、緊張感を保ちながら、互いに協力していくこと、多くの審査人に審査経験を積んでいただくこと等が重要であると言えます。

なお、中央事務局としては、将来的には、様々な問題を誘発する起因ともなっている「事業者による審査人の指名」を廃止し、中央事務局が認定し（中央事務局が指導・監督ができる）、一定の要件を満たす（例えば審査人力量判定委員会及び審査人選任委員会等を設置した）地域事務局が、審査人の選任を行っていく制度に改革していくことを検討しています。

また、これに先立ち、今年度中を目処に、審査人（審査人の所属する組織等を含む）がコンサルティングを行った事業者の審査を担当する審査人は、受審事業者の業種・業態・規模・所在地等と、審査人の力量・専門性・経験・居住地等を総合的かつ適切に判断して地域事務局が選任し、地域事務局はその選任理由等を中央事務局に報告するような制度に改めたいと考えております。

エコアクション21認証・登録制度全体の信頼性を確保するとともに、その普及発展を図っていくという観点から、本内規に定めた担当審査人の選任のあり方について、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

補足2：自動車整備業者の担当審査人の選任について

自動車整備業者においては、自動車メーカーの系列店、損害保険会社が組織するグループ（独立した自動車整備業者がグループに加盟する）、自動車整備業者の団体が組織するグループ（独立した自動車整備業者がグループに加盟する）等の一種の組織化や連携が進んでいます。

それぞれのグループ等において、審査人等によるグループの自動車整備業者のエコアクション21に係る取り組みの指導・助言及び審査等をサポートすることを目的として、審査人を対象とした説明会・研修会等を開催する動きがあります。

このような説明会・研修会等については、自動車整備業におけるエコアクション21の適切な取り組みを促進していく観点から、中央事務局が積極的にその内容に関与し、開催に協力をしていくこととします。地域事務局及び審査人各位におかれましては、このような説明会・研修会開催が計画されている場合は、中央事務局にご連絡いただきますようお願い致します。

なお、本内規1項②に規定する「関係研修会」とは、中央事務局がその内容に関与し、開催に協力したものに限定します。

以上

エコアクション21における画一的取り組み及びその不適切な審査・判定・認証 に関する再発防止策について

エコアクション21 中央事務局

一部の自動車整備業における「画一的取り組み及びその不適切な審査・判定・認証」が行われ、エコアクション21 認証・登録制度の信頼性に係る重大な問題が発生したことについて、エコアクション21 中央事務局は、関係の皆様へ深くお詫びするとともに、これを十分に反省し、今後、類似の事案が発生することの無いよう、以下のように再発防止策を実施します。

◆中央事務局における不適切な認証を行った原因

現在、中央事務局においては、毎月150件程度の認証・登録案件を取り扱っていますが、中央事務局の人員の関係上、その全てについて十分なチェックができていませんでした。

中央事務局では、地域事務局から疑義等があった事業者及び自治体・大学・大規模事業者等を中心に中央事務局判定委員会の審議に附しており、これら以外については基本的には地域事務局の判定結果をベースに、最終的な認証・登録の可否を判断しておりましたため、画一的取り組み及びその不適切な審査・判定を見過ごし、不適切な認証を行ってしまったと考えます。

なお、審査人及び地域事務局の力量等に問題、課題があることを認識していたにも関わらず、早期に必要な対策を実施しなかったこと、自動車整備業向けマニュアルの策定が遅れたこと等も中央事務局の体制に起因する本件問題の原因の一つであると考えます。

◆再発防止策

1. 中央事務局の体制強化

地域事務局から報告のあった事業者の認証・登録について、その適切なチェック体制を整え、問題事案を早期に発見すること、及び問題事案に対する迅速な対応ができるようにするため、中央事務局参与の方に、週1回程度ご勤務いただき、認証・登録案件に係る中央事務局の確認作業をフォローしていただく。

併せて中央事務局の体制を強化するため、平成21年度中を目処にスタッフの増員を図る。

2. 審査人及び地域事務局力量向上策等の実施

エコアクション21 認証・登録制度実施要領及び関係する規程等について必要な改正を行い、審査人及び地域事務局の力量の向上を図るための研修会等（中央事務局及び地域事務局で開催）の実施を制度化する（平成20年7月1日の改定施行）。併せて審査人倫理規程及び地域事務局の認定に関する規程を改正し、制度全体の信頼性向上を図る。

（審査人及び地域事務局の力量向上研修会については、平成20年2～3月に全国3カ所で開催済み。

平成20年度においても2カ所で開催済み）

また、中央事務局参与の方を、地域事務局判定委員会に派遣し、地域判定委員及び地域事務局とのコミュニケーションの強化を図るとともに、地域事務局の活動状況を精査し、必要な場合は参与による監査を実施し、活動の改善を勧告する（平成21年度より実施予定）。

3. 自動車整備業向けマニュアルの策定

自動車整備業におけるエコアクション21の適正な取り組みをガイドするため、業種別マニュアル「自動車整備業向けマニュアル」を、平成21年度中に作成し、その後、必要な審査人向け研修会等の開催を検討する。

4. 関係者による審査人向け研修会等の開催支援

自動車整備業に関係する組織、団体等が、自動車整備業におけるエコアクション21の適切な推進を図ること等を目的に実施する審査人向け研修会等については、積極的にその開催を支援し、協力を行う。

5. 自動車整備業における関係企業グリーン化プログラムの推進

自動車整備業における関係企業グリーン化プログラムを、自動車整備業に関係する組織、団体等とともに積極的に推進し、その普及を図る。

以上